

議案第18号

三朝温泉多目的駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝温泉多目的駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝温泉多目的駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝温泉多目的駐車場の設置及び管理に関する条例（平成27年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 大型自動車 道路交通法施行規則第2条の表に規定する<u>準中型自動車、</u> <u>中型自動車及び大型自動車</u>をいう。</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 大型自動車 道路交通法施行規則第2条の表に規定する<u>中型自動車及び</u> <u>大型自動車</u>をいう。</p> <p>(4)及び(5) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。